

福島県公金収納におけるコンビニエンスストア収納等 業務委託仕様書

この仕様書は、福島県公金収納において、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリによる収納（以下「コンビニ収納等」という）を実施するにあたり、必要となる仕様を示したものである。

1 契約開始時期

令和5年4月1日以降

2 スケジュール

契約開始日から令和6年2月29日までを準備期間（システム連携及び確認試験等の期間）とし、令和6年3月1日からコンビニ収納等の運用を開始する。

3 収納対象となる歳入科目

福島県税を除き、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金、分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金、不当利益による返還金、延滞金（使用料、手数料、分担金、負担金及び過料に伴うもの）、延滞損害金（賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金、負担金、不動産売払代金、損害賠償金及び不当利益による返還金に伴うもの）（以下「対象税外収入」という。）のうち、県の財務会計システムにより、バーコード付き納入通知書で作成されるものとする。

なお、対象税外収入のうち、1納入通知書等当たり30万円以下のものにバーコードを付す。

4 取扱見込件数

令和5年度のコンビニ収納等取扱件数は、200件を見込む。

なお、令和5年度はコンビニ収納等の取扱可能所属を限定し、翌年度以降、順次拡大する予定である。

5 取扱収納

(1) コンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ミニストップを含む5社以上とする。

(2) スマートフォンアプリ

受託事業者（収納代行事業者）が提供できるものとする。

6 バーコード

- (1) 納入済通知書コンビニ収納等用欄に印字するバーコードはGS1-128を採用する。
- (2) メーカーコードは収納代行業者のメーカーコードを使用する。
- (3) バーコードの自由使用欄21桁のうち、福島県が使用できる桁数を18桁以上とする。(再発行区分は除く)

7 伝送フォーマット・伝送方法

- (1) 伝送フォーマットは将来的にPay-easy 収納にも対応できるよう、MPN 運営機構の「収納機関共同利用センターガイドライン」に定める伝送フォーマットに準拠したものとする。
- (2) レコード長は640バイトとすること。
- (3) 収納代行業者が自社運営するLGWAN-ASPサービスにより、LGWAN経由で収納データの取得を可能とすること。
- (4) マルチペイメント収納とコンビニ収納等の収納データが共通のインターフェースで取得が可能となる方式を備えていること。
- (5) クレジット収納とコンビニ収納の収納データが共通のインターフェースで取得ができ、かつクレジット及びMPNにおいて二重納付が防止できること。
- (6) MPNとクレジット収納の納付情報登録を一元化でき、LGWAN経由で納入情報を登録できること。

8 伝送データの種類

伝送により取得する収納データは、次の3種類とする。

- (1) 速報データ
収納日ごとの1日を1単位とし、収納日の翌日（閉庁日の場合は翌開庁日）に配信すること。
- (2) 確報データ
最短のスケジュールで取りまとめて配信すること。なお、確報データは前月末日までに、翌月の配信スケジュールを福島県に報告すること。
- (3) 速報取消データ
速報取消は発生後、速やかに配信すること。

9 収納データの作成及び取得方法

- (1) 収納代行業者は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリ会社から收受した収納データを取りまとめ、福島県宛の収納データを作成すること。
- (2) 福島県に設置した収納データ受信端末から収納業務事業者に接続し、収

納データを取得できること。

- (3) 収納データの照会・検索が Microsoft Edge で可能なこと。
- (4) 収納データはメンテナンス等の運用停止時間を除き、365日24時間再取得が可能であること。

10 収納金の払込

- (1) 収納代行業者は、確報データ配信日の翌日（その日が金融機関休業日の場合は、その次の金融機関営業日とする。）に、その確報データの取りまとめ分を、県が指定する口座に納付すること。
- (2) 前月末日までに、翌月の送金スケジュールを福島県へ報告すること。

11 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とする。
- (3) この仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、県及び収納代行事業者で協議の上定めるものとする。